



平成28年5月12日

各位

会社名 藤森工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 布山英士
(コード番号 7917 東証第1部)
問合せ先 常務取締役 管理部門管掌
吉野 彰志郎
TEL.03-6381-4211

定款の一部変更に関するお知らせ

記

当社は、本日開催の取締役会において平成28年6月17日開催予定の第86回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきましては、決定次第お知らせいたします。

1. 定款変更の理由

- ① 当社は、平成28年3月17日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの充実の観点から、平成28年6月17日開催予定の第86回定時株主総会での承認可決を条件として、「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。これに伴い、必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものです。
- ② 取締役会の適切かつ機動的な運営を図る目的として、会社法第370条の規定に基づき取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなす取締役会の書面等決議制度を導入するため規定を新設するものであります。(変更案第23条第2項)
- ③ 資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を株主総会ないし取締役会での決議により行うことが可能となるよう変更案第40条として新設し、関連する規定を修正等するものであります。なお、本変更は、株主総会による剰余金の配当の決定権限を排除するものではありません。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
<p>第 4 条(機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p>	<p>第 4 条(機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人</p>
<p>第 7 条(自己株式の取得) 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 8 条～第 18 条(条文省略)</p>	<p>第 7 条～第 17 条(現行どおり)</p>
<p>第 19 条(取締役の員数) 当社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 18 条(取締役の員数) 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、10 名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</p>
<p>第 20 条(取締役の選任) 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p>	<p>第 19 条(取締役の選任) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p>
<p>第 21 条(取締役の任期) 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 20 条(取締役の任期) 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

<p>2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。</p>	<p>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第 22 条 (条文省略)</p>	<p>第 21 条 (現行どおり)</p>
<p>第 23 条 (取締役会の招集) 取締役会を招集するには、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して招集の通知を発する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役全員の同意あるときは、招集の手続きを省略することができる。</p>	<p>第 22 条 (取締役会の招集) 取締役会を招集するには、会日の 3 日前までに各取締役に対して招集の通知を発する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意あるときは、招集の手続きを省略することができる。</p>
<p>第 24 条 (取締役会の決議方法) 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し出席取締役の過半数をもって行う。 (新設)</p>	<p>第 23 条 (取締役会の決議方法) 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し出席取締役の過半数をもって行う。 2. <u>取締役が提案した決議事項について取締役(当該事項につき議決に加わることができるものに限る。)</u>の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>第 25 条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名捺印または電子署名を行う。 2. 取締役会の議事録は、決議の日から 10 年間本店に備置く。</p>	<p>第 24 条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名捺印または電子署名を行う。 2. 取締役会の議事録は、決議の日から 10 年間本店に備置く</p>
<p>第 26 条 (取締役会) (条文省略)</p>	<p>第 25 条 (取締役会規程) (現行どおり)</p>
<p>第 27 条 (代表取締役) 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議により選定する。</p>	<p>第 26 条 (代表取締役) 当会社を代表すべき取締役は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会の決議により選定する。</p>

<p>第 28 条(役付取締役) 取締役会の決議により取締役の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を選定することができる。</p>	<p>第 27 条(役付取締役) 取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、及び取締役相談役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第 29 条(条文省略)</p>	<p>第 28 条(現行どおり)</p>
<p>第 30 条(取締役の報酬等) 取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>第 29 条(取締役の報酬等) 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</p>
<p>第 31 条(条文省略)</p>	<p>第 30 条(現行どおり)</p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 32 条(監査役の員数) 当会社の監査役は、4 名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 33 条(監査役の選任) 監査役は、株主総会の決議により選任する。 2. 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 34 条(監査役の任期) 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 当会社は、会社法第 329 条第 2 項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 3. 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任決議後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとするが、当該期間内における辞任または解任を妨げない。 4. 補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>

<p>第 35 条(常勤監査役) <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p>第 36 条(監査役会) <u>監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>第 37 条(監査役会の招集) <u>監査役会を招集するには、会日の 3 日前までに各監査役に対して招集の通知を発する。</u> <u>ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意あるときは、招集の手続きを省略することができる。</u></p>	(削除)
<p>第 38 条(監査役会の決議方法) <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>第 39 条(監査役会の議事録) <u>監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名捺印または電子署名を行う。</u></p>	(削除)
<p>第 40 条(監査役の報酬等) <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>第 41 条(社外監査役との責任限定契約) <u>当社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>	(削除)
(新設)	第 5 章 監査等委員会

(新設)	<p><u>第 31 条(常勤の監査等委員)</u> <u>監査等委員会</u>は、その決議によって、<u>監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>第 32 条(監査等委員会の招集)</u> <u>監査等委員会</u>を招集するには、会日の 3 日前までに各<u>監査等委員</u>に対して招集の通知を發する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 2. <u>監査等委員の全員の同意</u>あるときは、<u>招集の手続きを省略</u>することができる。</p>
(新設)	<p><u>第 33 条(監査等委員会の決議方法)</u> <u>監査等委員会</u>の決議は、<u>監査等委員の過半数</u>が出席し出席<u>監査等委員の過半数</u>をもって行う。</p>
(新設)	<p><u>第 34 条(監査等委員会の議事録)</u> <u>監査等委員会</u>における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した<u>監査等委員</u>は、これに記名捺印または電子署名を行う。 2. <u>監査等委員会の議事録</u>は、決議の日から 10 年間本店に備置く。</p>
(新設)	<p><u>第 35 条(監査等委員会規程)</u> <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令及びこの定款に定めあるもののほかに、<u>監査等委員会</u>で定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p>
第 42 条～第 43 条(条文省略)	第 36 条～第 37 条(現行どおり)
第 44 条(会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	第 38 条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第 45 条(条文省略)	第 39 条(現行どおり)

<p>第 46 条(剰余金の配当の基準日)</p> <p>当社は株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という)を支払う。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という)をすることができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 40 条(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 41 条(剰余金の配当の基準日)</p> <p>当社の期末配当の基準日は、毎年3月 31 日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月 30 日とする。</p> <p>3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>第 47 条(条文省略)</p>	<p>第 42 条(現行どおり)</p>